

令和 7 年 6 月 甲良町議会定例会会議録

令和 7 年 6 月 1 8 日（水曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第31号 甲良町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例
- 第 3 議案第33号 令和 7 年度甲良町一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 4 議案第34号 令和 7 年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 5 議案第35号 令和 7 年度甲良町水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 6 議案第36号 和解につき、議決を求めることについて
- 第 7 議案第37号 和解につき、議決を求めることについて
- 第 8 意見書第 3 号 地方公共団体情報システム標準化に係る運用経費の全額国庫負担を求める意見書（案）
- 第 9 議員派遣について
- 第10 委員会の閉会中における継続審査及び調査について

◎会議に出席した議員（10名）

1 番	福 原 守	2 番	木 村 誠 治
3 番	藤 居 吉 也	4 番	山 田 光 義
5 番	小 森 正 彦	6 番	西 川 誠 一
7 番	野 瀬 欣 廣	8 番	木 村 修
9 番	西 澤 伸 明	10 番	丸 山 恵 二

◎会議に欠席した議員

な し

◎会議に出席した説明員

町 長	寺 本 純 二	教 育 長	青 山 繁
副 町 長	熊 谷 裕 二	教 育 次 長	福 原 猛
総 務 課 長	中 村 康 之	学校教育課長	橋 本 善 明
会計管理者	大 野 けい子	社会教育課長	大 山 一 弥
税 務 課 長	望 月 仁	長寺センター館長	大 野 正 人
企画監理課長	山 崎 志保美	呉竹センター館長	上 田 真 司
住民人権課長	宮 川 哲 郎	総務課参事	村 田 茂 典

保健福祉課長 丸 澤 俊 之
産 業 課 長 西 村 克 英
建設水道課長 村 岸 勉

保健福祉課参事 中 川 一 樹
建設水道課参事 寺 居 友 彦
総務課専門員 内 田 有 亮

◎議場に出席した事務局職員

事 務 局 長 橋 本 浩 美

書 記 山 脇 理 恵

(午前 9時43分 開会)

○丸山議長 ただいまの出席議員数は10人です。

議員定足数に達していますので、令和7年6月甲良町議会定例会第2日目を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、3番 藤居議員、4番 山田議員を指名します。

次に、追加議案がありますので、これより町長の提案説明を求めます。

町長。

○寺本町長 皆さん、おはようございます。本日は何かとお忙しいところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日追加提案させていただきます案件について、その概要を説明申し上げます。

議案第36号と37号は、いずれも和解につき、議決を求めるものであります。

これについては、住宅新築資金の等貸付に係る返還請求について、既に和解を議決いただいている案件に関し、一部を分離して早期終結のために新たに和解する運びとなったことにより、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

何とぞよろしく御審議いただき、適切な議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○丸山議長 次に、日程第2 議案第31号 甲良町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を議題とします。

本案については、討論はありませんか。

9番、西澤議員。

○西澤議員 9番、西澤です。討論を行います。

確かにインターネットを利用した通信技術の発達は、日々更新される目覚ましいものがあることは誰もが認める事実です。また、その利用によって利便が増し、情報送受信の範囲が格段に広がることも否定できません。しかし、マイナ保険証をめぐるひもづけ間違いなど、各種のトラブル、また、銀行など大量の個人情報流出事件やシステムの誤作動、装置の不具合で、広範囲にわたる業務の停滞など、デジタル化の脆弱さ、危うさも指摘されています。

一方、政府は行政に蓄積された膨大な個人と行政情報のオープンデータ化、ビッグデータ化とその利活用による企業の利益獲得を成長戦略の柱にしており、行政のデジタル化を通じて、国、地方自治体の公共サービスの産業化が進

行していると言われています。

また、世界規模で支配的影響力を持つ巨大 I T 企業による経営戦略が、長年の人類が生み出した法的枠組み、国際法や国内法、課税ルールなど、人々の人権、生存権をも超越して支配権を拡大し、膨大な富を蓄積している問題などが起きている情勢下で、また、日本の自民党政府が国民の諸権利を積極的に擁護することに向き合っていないことに危惧を感じている 1 人であります。

議案第 3 1 号は、紙ベースの通信手段との併用であることは認めるものの、これらの流れにつながる行政のデジタル化の一環であり、強く警戒するとともに、容認できないことを申し上げて反対討論といたします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第 3 1 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、議案第 3 1 号は可決されました。

次に、日程第 3 議案第 3 3 号 令和 7 年度甲良町一般会計補正予算(第 1 号)を議題とします。

本案について討論はありませんか。

9 番、西澤議員。

○西澤議員 議案第 3 3 号の議案書には、債務負担行為補正における標準準拠システム利用料に関して、令和 7 年度から令和 1 2 年度まで 5 億 5, 9 7 0 万 2, 0 0 0 円の限度額が計上されています。年額換算で約 1 億 1, 1 0 0 万円となり、財政脆弱な甲良町にとっては大変厳しい負担となり、今後、他の暮らし、福祉、教育など、政策予算が抑圧されることは明らかなです。これは、地方公共団体情報システム標準化に伴う運用経費であり、後に提出される意見書で詳しく述べられていますが、増額分だけでなく、地方公共団体情報システム標準化の運用経費は全額国庫負担とすることが、国策によるシステム標準化の推進ということからも当然の措置ではないかと考えます。

補正予算に反対する中心的な理由は、地方公共団体情報システム標準化に伴う運用経費が莫大な金額になる債務負担を強いられることです。とても容認することができません。

一方、還元する事項として、1 人 4 万円の減税にかかる調整給付不足額給付

金2,400万円、带状疱疹予防接種補助は、積極的に促す上でも増額は必要だと考えます。また、フリースクール利用補助金は、不登校が過去最多の約35万人と報道されているもとで歓迎されています。関係者によると、彦根市は財政難の中でも月額上限4万円とされているとのこと。学校生活になじめない、生きづらさを抱える児童・生徒への積極的な支援策を示す上でも、ぜひとも増額を求めたいと考えます。

先日、フリースクールてだのふあの山下代表と面談してまいりましたが、文科省自体も、不登校問題が大きな社会問題となる中、その存在、運営を尊重するよう変化しているとお話でした。フリースクールで元気を取り戻した児童・生徒が全員高校に進学しているとのことで、大変印象に残ったお話でした。

以上を申し上げて、反対討論とするものです。

○丸山議長 ほかにありませんか。よろしいですか。

8番、木村修議員。

○木村修議員 木村です。今、西澤議員が討論されましたが、私はその以外のことで賛成をしたいと思いますので、特に带状疱疹の件はぜひ認めていただきたいというふうに思いますので、議案としては賛成をさせていただきたいと思います。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第33号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、議案第33号は可決されました。

次に、日程第4 議案第34号 令和7年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について討論はありませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第34号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第34号は可決されました。

次に、日程第5 議案第35号 令和7年度甲良町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について討論はありませんか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第35号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第35号は可決されました。

次に、日程第6、議案第36号を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、除斥対象のため、福原議員の退場を求めます。

（1番 福原議員 退場）

○丸山議長 議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第36号 和解につき、議決を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和7年6月18日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課長。

○村岸建設水道課長 それでは、議案書の方をお願いいたします。

和解につき、議決を求めることについて。

次のとおり和解をするため、地方自治法第96条第1項第12号により、議会の議決を求めるものでございます。

和解の相手方の住所及び氏名につきましては、記載のとおりでございます。

事件名につきましては、令和2年（ワ）第45号貸金等返還請求事件に関して令和4年7月6日に成立した和解（第13回弁論準備手続調書（和解））についてでございます。

3、授権事項について。

必要に応じて、次に掲げる法律上の行為等をするものでございます。

趣旨を損なわない条項の軽微な修正、履行時期の変更を含むものであります。

和解の理由につきましては、本事件については、令和4年7月6日に成立した和解（第13回弁論準備手続調書（和解））条項に基づいた債務残額の3分の1を納めることにより、他の和解案件を鑑み、連帯保証人との合意を結ぶものでございます。

合意内容でございます。次ページをお願いいたします。

甲良町（甲）と連帯保証に記載の者（乙）とは、大津地方裁判所彦根支部令和2年（ワ）第45号貸金等返還請求事件に関して令和4年7月6日に成立した和解（第13回弁論準備手続調書（和解））（以下「本件」という。）について、下記のとおり、合意する。

1、乙は、甲に対して、連帯して、本債務の履行として、710万円及びこれに対する令和6年4月1日から支払済まで年10.95%の割合による金員の支払い義務があることを認める。

2、乙は、甲に対して、連帯して、前項の金員のうち202万3,350円を、令和7年6月27日限り、公の指定する次の口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は、乙の負担とする。

振込口座については、記載のとおりでございます。

以上、どうかよろしくお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

9番、西澤議員。

○西澤議員 全協でも回答いただきましたが、令和4年7月6日に成立した和解の条項、そしてこちらが、つまり町側が請求する金額は維持される、つまり部分的和解であって、和解が成立したとしても、この今回の和解が成立したとしても、令和4年7月6日に成立した和解の条項の、いわゆる相手にとっては債務、町から見れば債権は維持されるということではないですかね。続けて聞いておきます。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 それから、訴状を変えると、つまり、訴因を変えていく、つまり、請求内容を変えていくということではないということですね。改めて確認をよろしくお願いします。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 議員のおっしゃるとおりでございます。内容を変えるものではございません。本件について、だから債権放棄をつけていないというのが、債務がそのまま残るという意味合いでございます。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 それからもう一つ、以前からずっと堅持をしてきた、貸付け当初の元金相当分、それから約定利息について、この和解との関係はどうなるのか、説明をお願いします。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 本案件につきましては、先ほど申し上げたとおり、元金について、全協でも申し上げたように元金充当を行いませんので、残額として当初、前回した和解の金額はそのまま債務者に残るというものでございます。

○丸山議長 よろしいですか。

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

9 番、西澤議員。

○西澤議員 連帯保証人さんにとっては大変長い、昔のことを請求されるという点で、心苦しかったなというように思います。そして、こういうように長引いてきた結果については、町の反省も含めて、検証がやはり必要かなというふうに思うんです。当初のいわゆる持家制度、持家で、いわゆる貸付けでやっていると。それから連帯保証人のなり合いがいろいろありました。ということも含めて、やはり同和対策事業の、終われば晴天ということで、地域の方、それから全町民の協力のもとで解決をしてきた問題ですから、そういう点でも、町の方がそういうきちんとした総括ができるように、ぜひとも求めて賛成討論とします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第 36 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第 36 号は可決されました。

福原議員の入場を許可します。

(1 番 福原議員 入場)

○丸山議長 次に、日程第 7、議案第 37 号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第37号 和解につき、議決を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和7年6月18日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○村岸建設水道課長 それでは、議案書の方をお願いいたします。

和解につき、議決を求めることについて。

次のとおり和解をするため、地方自治法第96条第1項第12号により、議会の議決を求めるものでございます。

和解相手の住所及び氏名については、記載のとおりでございます。

事件名について、令和2年(ワ)第43号貸金等返還請求事件令和4年9月9日に成立した和解(第9回弁論準備手続調書(和解))でございます。

授權事項につきまして、必要に応じて、次に掲げる法律上の行為等をするものといたします。

1、趣旨を損なわない条項の軽微な修正、履行時期の変更を含むものでございます。

和解の理由につきまして、本事件については、令和4年9月9日に成立した和解(第9回弁論準備手続調書(和解))条項に基づいた債務残額の3分の1を納めることにより、他の和解案件を鑑み、連帯保証人と合意を結ぶものでございます。

合意書(案)でございます。2ページをお願いいたします。

甲良町(甲)と、記載の者(乙)とは、大津地方裁判所彦根支部令和2年(ワ)第43号貸金等返還請求事件に関して令和4年9月9日に成立した和解(第9回弁論準備手続調書(和解))(以下「本件」という。)について、下記のとおり、合意するものでございます。

1、乙は、甲に対し、連帯して、本件債務の履行として、600万円及びこれに対する期限の利益を喪失した日の翌日から支払済まで年10.95%の割合による金員の支払義務があることを認める。

2、乙は、甲に対して、連帯して、前項の金員のうち123万397円を、令和7年6月27日限り、公の指定する次の口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は、乙の負担とする。

振込口座については、記載のとおりです。

以上、どうかよろしくお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

9 番、西澤議員。

○西澤議員 これも確認ですけども、裁判外の和解ということでもいいんですね。それが 1 つです。

それから、当初の提訴は継続される。この点で、債務者が 5 人なんですけども、そのうち 3 人で和解をする、こういう内容ですから、当然、提訴の内容は継続されるということだと思いますが、よろしいでしょうか。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 まず 1 点目の、裁判外の和解でございます。当初の和解を行ったものについては継続されるということで、この連帯保証人さん、A の方がお亡くなりになられて、その相続人さんのうち 4 名の方がいらっしゃいまして、そのうちの 3 名の方と和解を行うというもので、内容となっております。

○丸山議長 9 番、西澤議員。

○西澤議員 それで、当初からこの案件について、貸付金について、元金、当初元金と、それから約定利息については減額をしないという方針なんですけども、これも堅持されて進んでいくと、今後進んでいくということでええですかね。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 本案件につきましては、和解を 1 回しております。その和解についてはまだ現在もずっと続いて、主たる債務者が返還をしておられます。その返還をしておられるんですけど、現段階の元金に対して 3 分の 1 を支払うので、連帯保証人から抜いてくださいということで、ずっと引き続き主債務者は返還を続けていっておられるという状態でございます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

9 番、西澤議員。

○西澤議員 議案第 36 号と同じ内容で討論をしたいと思いますので、省略します。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第 37 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第 37 号は可決されました。

次に、日程第 8 意見書第 3 号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 意見書第 3 号 地方公共団体情報システム標準化に係る運用経費の全額国庫負担を求める意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき提出する。

令和 7 年 6 月 18 日。

甲良町議会議長 丸山恵二様。

提出者 甲良町議会議員、西澤伸明。

賛成者 甲良町議会議員、木村修、小森正彦、山田光義、藤居吉也、木村誠治、福原守。

○丸山議長 本案については、西澤議員から提案説明を求めます。

9 番、西澤議員。

○西澤議員 意見書を読み上げまして、提案説明に代えさせていただきます。

地方公共団体情報システム標準化に係る運用経費の全額国庫負担を求める意見書（案）。

政府は地方公共団体情報システムの標準化に関する法律により、地方公共団体には、地方公共団体情報システムを国が定める標準化基準に適合させる義務（法第 8 条）と国が構築するガバメントクラウドを活用して地方公共団体情報システムを利用することについての努力義務（第 10 条）が課せられ、自治体情報システムの標準化・共通化が推進されています。

その理由付けとして、「国民が行政手続において情報通信技術の便益を享受できる環境を整備するとともに、情報通信技術の効果的な活用により持続可能な行政運営を確立することが国及び地方公共団体の喫緊の課題であることに鑑み」との趣旨を掲げています。

今や、デジタル技術は極めて急速、大規模に発達し広く普及してきており、その活用が国民生活の利便性に大きくつながることは否定できません。同時にマイナンバーカードの健康保険証ひもづけをめぐるトラブルや大量の個人情報流出問題、貧富格差の深刻化などによるデジタル情報普及の流れから取り残される「情報弱者」の拡大、さらに情報処理の管理方法を誤れば人権侵害など深刻な問題を投げかけています。

また、地方公共団体情報システムの標準化で、IT 企業が構築した SaaS

(インターネットでのサービス)を共通化の基本形にして、各自治体にサービス・業務の標準化・画一化を求めるものになりかねず、政府の権限と裁量が一層拡大し、地方自治の縮小と我が町の特色が損なわれる懸念さえ指摘されており、だからこそ、デジタル技術の活用には国民の基本的権利、地方自治をふまえた措置が必要だとの指摘もされています。

このような意見・状況下である中で、地方公共団体情報システムの標準化への移行経費は全額国庫負担とされましたが、運用経費は各自治体負担とされています。我が町の場合、県下6町による「6町クラウド」での運用経費は月々約430万円であり、ガバメントクラウドへの移行により月々約1,100万円となり、約2.5倍強に膨れ上がります。年間40億円の財政規模である我が町にとっては、さらに財政逼迫を招き、政策予算が削減されかねず、まさに死活問題となりかねません。

移行後の運用経費については、政府は閣議決定された方針で、平成30年度比3割削減を目指すとしていますが、現実には大幅に増加する見込みです。全国町村会は本年4月、「国は、地方公共団体における人的・財政的負担の軽減等を目的に、基幹業務システムの統一・標準化を進めるとしているが、少なくとも財政部分については現時点においてその効果は見え、この先も見通すことができない。現状のままでは、円滑に標準準拠システムへ移行することが困難となるだけでなく、将来にわたって町村の財政運営に大きな影響を及ぼし、ひいては住民サービスへの支障を来すことは明白である。」との緊急要望書を発表しています。

以上のことから、地方公共団体情報システム標準化に係る政府の方針に起因する運用経費の増加分について全額国庫負担とするよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年6月18日。

滋賀県犬上郡甲良町議会議長 丸山恵二。

宛先は記載のとおりです。

ここで、意見書の追加の説明ですけれども、政府が企業戦略そのまま政府の方針に取り入れて、地方行政が膨大に蓄積する行政と個人の情報をオープンデータ化、つまり、データを公表する代わりに個人名を消していくと、そういうことで活用するというようにしていますが、大変危険なことを思います。もう一つは、インターネットは一瞬にして情報が伝わるメリットの反面、一たび個人情報流出してしまえば取り返しのつかない事態になること、これは世界規模での支配的な影響を持つ巨大IT企業にとって情報の独占化であり、情報操作にもつながることを危惧しています。

あわせて、銀行の流出が15年、20年たつてオレオレ詐欺、つまり詐欺行

為に使われている可能性さえ指摘をされています。そういう点でもオープンデータ化、それから流出事件が未然に防げるという状況が、いまだにやっぱり確実に構築をされていません。そのこともあります。

しかし、そういう状況の中で、自治体が運用経費について全額負担をしなければならないというのは大変不当ですし、知事会、それから市長会、それから政令都市の市長会、それから町村会、全てが地方自治体の団体、これが、経費については国が全額負担すべきだという意見書を上げていますので、議会でも上げていく必要があると思いますし、1 ページのところの、下から 1、2、3、4、5、6、7、つまり S a a S、I T 企業が構築した S a a S での共通化の基本形といいますけども、甲良町独特の施策を標準化に合わせて、情報技術に活用していくことと違って、業務は制度に合わす、標準化に合わす。こういうこともされてしまう可能性もございます。そういう点でも画一化がされて、それぞれの町の特質がなくなってしまうという危険もございます。

そういう状況も含めて、国が面倒見ませんというのはとんでもないなというふうに思いますので、ぜひとも皆さんのご賛同をお願いをして、呼びかけまして、提案説明とさせていただきます。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。よろしいですか。
(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。
討論はありませんか。

8 番、木村修議員。

○木村修議員 8 番、木村です。この意見書のとおりでございますが、やっぱり運用経費の方は各自治体で負担をせえというようなことはとんでもない話です。でも、想像ですけど、ひょっとしたら地方交付税か何かで、また面倒見てくれるかもしれませんけど、それを勝ち取るためにもこの意見書を出していただきたいということで、賛成討論とさせていただきます。

○丸山議長 ほかにありませんか。
7 番、野瀬議員。

○野瀬議員 7 番、野瀬でございます。説明の一部で合意できない部分もありますけども、全体として最後の趣旨の部分、訴えようとする部分については私もそう思いますので、賛成といたします。

○丸山議長 ほかにありませんか。よろしいですか。
(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。
これより意見書第 3 号を採決します。
お諮りします。

本意見書を関係機関に提出することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、意見書案第3号は可決されました。

次に、日程第9 議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

会議規則第129条の規定により、お手元に配布している文書のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

次に、日程第10 委員会の閉会中における継続審査及び調査についてを議題とします。

会議規則第75条の規定により、各委員長からお手元に配布している文書のとおり、閉会中における継続審査及び調査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

最後に、町長の挨拶があります。

町長。

○寺本町長 閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

今月9日の開会以来本日まで10日間にわたり、令和7年度補正予算をはじめ、多数の案件について慎重なるご審議をいただきまして、誠にありがとうございます申し上げます。

今期定例会におきまして議員各位からいただきました意見につきましては、十分留意し、今後の町政運営に当たってまいります。

議員の皆様にはくれぐれも健康にご留意いただき、町政へのご指導、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○丸山議長 これをもって、令和7年6月甲良町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午前10時20分 閉会)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定に
より署名する。

甲良町議会議長 丸 山 恵 二

署 名 議 員 藤 居 吉 也

署 名 議 員 山 田 光 義